第65期定時株主総会招集ご通知
（交付書面非記載事項）

①事業報告

- 企業集団の現況に関する事項
- 株式に関する事項
- 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

②連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

③計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

④監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査等委員会監査報告

（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

株式会社 シイエム・シイ

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しています。

事業報告

企業集団の現況に関する事項

1.　主要な事業内容

[Manuals＆Knowledge事業]

当社は、情報を必要とする人へ「必要な時に、必要とする情報を、最適な方法で」届け、ユーザーエクスペリエンス（顧客体験価値）の最大化を図るために、お客さま企業の商材・市場・会社を深く理解し、お客さまのニーズに合わせて情報を体系化することで、社会全体の情報価値向上サイクルの実現をめざしております。

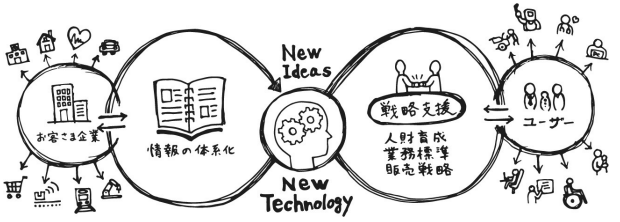

当社グループは、事業分類として以下の３つに区分しております。

事業分類	事業内容
Manuals	お客さま企業の商材・市場・会社を深く理解し、利活用の目的（例えばリアルからデジタルコンテンツへの転用など）に合わせて情報を体系化するサービスを提供。
Knowledge	情報を必要とする人のシーンに応じて、最適な尖端技術を活用し、ユーザーエクスペリエンス（顧客体験価値）の最大化を図るサービスを提供。
その他	情報活用の基盤となるソフトウエアのライセンス販売など。
（ご参考）	
国内市場向け	国内市場向けの商材・サービス。
海外市場向け	海外市場向けの商材・サービス。

2. 主要な事業所（2026年９月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区
多治見事業所	岐阜県多治見市
中川事業所	名古屋市中川区
東京事業所	東京都中央区
関西事業所	大阪市西区
CMC GROUP NAGOYA BASE	名古屋市中区

② 連結子会社

名称	所在地
株式会社CMC Solutions	名古屋市中区
株式会社CMCエクスマニコム	東京都中央区
株式会社メイン	東京都港区
株式会社CMCエクスメディカ	東京都港区
府中自動車株式会社	東京都府中市
CMC Group Europe B.V.	オランダ
広州国超森茂森信息科技有限公司	中国
CMC GROUP ASIA CO., LTD.	タイ

3. 主要な借入先（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

4. 従業員の状況（2026年９月30日現在）

① 企業集団の従業員数

	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
Manuals＆Knowledge事業	776名	49名減	41.9歳	15.4年

(注) 1. 従業員数には、企業集団外への出向者17名及び取締役兼務でない執行役員５名を除き、企業集団外からの出向者２名を含んでおります。また、従業員数には、パートタイマーの期中平均雇用人数88名は含んでおりません。
2. 当社グループはManuals＆Knowledge事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員数

	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	361名	14名減	43.7歳	17.3年

(注) 従業員数には、他社への出向者28名及び取締役兼務でない執行役員５名を除いております。
また、従業員数には、パートタイマーの期中平均雇用人数10名は含んでおりません。

5. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式に関する事項（2026年９月30日現在）

1. 発行可能株式総数　普通株式　47,820,000株
2. 発行済株式の総数　普通株式　12,921,538株
（自己株式数1,442,462株を除く）
3. 株主数　6,682名
4. 大株主

所有者別の株式保有比率

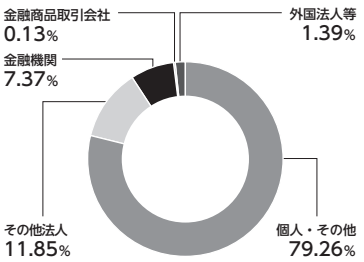

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
佐々香予子	3,160,360	24.46%
光通信ＫＫ投資事業有限責任組合無限責任組合員光通信株式会社	852,900	6.60%
株式会社ササコーポレーション	800,000	6.19%
シイエム・シイ従業員持株会	546,750	4.23%
佐々幸恭	388,240	3.00%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	360,000	2.79%
株式会社新居浜鉄工所	250,000	1.93%
株式会社三井住友銀行	240,000	1.86%
鷲尾美里	218,600	1.69%
龍山真澄	216,300	1.67%

(注) 1. 持株比率は自己株式1,442,462株を控除して算出しております。
2. 当社は、自己株式1,442,462株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,000株	３名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「第65期定時株主総会招集ご通知（交付書面）」15ページ事業報告「　2．(3) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。
2. 当事業年度中に当社が社外取締役及び監査等委員である取締役に対して交付した株式はありません。

6. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

社外役員に関する事項

① 社外取締役の重要な兼職先である法人等と当社の関係

(ア)社外取締役（監査等委員を除く）（2026年９月30日現在）

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	当社との関係
保々雅世	株式会社バカン JFEシステムズ株式会社	社外取締役 社外取締役	該当する事項はありません。
田村富美子	パレモ・ホールディングス株式会社	社外取締役	該当する事項はありません。

(イ)監査等委員である社外取締役（2026年９月30日現在）

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	当社との関係
児堀もゆる	弁護士法人後藤・木河法律事務所 ケイティケイ株式会社 イビデン株式会社	パートナー弁護士 社外取締役（監査等委員） 社外取締役（監査等委員）	該当する事項はありません。
野路英幸	野路英幸税理士事務所	所長	該当する事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア)社外取締役（監査等委員を除く）

氏名	取締役会出席回数	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
大武健一郎	18回/18回	主に財務省での豊富な経験と高度な専門知識に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会３回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
保々雅世	18回/18回	主に企業経営者（情報サービス産業）としての豊富な経験と高度な専門知識に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、データ戦略等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
田村富美子	17回/18回	主に企業経営者（人財サービス産業）としての豊富な経験と高度な専門知識に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、人財戦略等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(イ)監査等委員である社外取締役

氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	監査等委員会出席回数	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
児堀もゆる	18回/18回	４回/４回	10回/10回	主に弁護士としての法律の専門知識、経験等に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。
野路英幸	18回/18回	４回/４回	10回/10回	主に税理士としての税務行政の専門知識、経験等に基づき、議案の審議における必要な発言を適宜行っております。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人としての報酬等の額　34百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　34百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認を行った結果、同意の判断をしております。

4. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、心身の故障のため職務に支障があり、又はこれに堪えないとき等、その会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、その会計監査人を解任、又は不再任とするものとします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

［ご参考］コーポレート・ガバナンス体制図

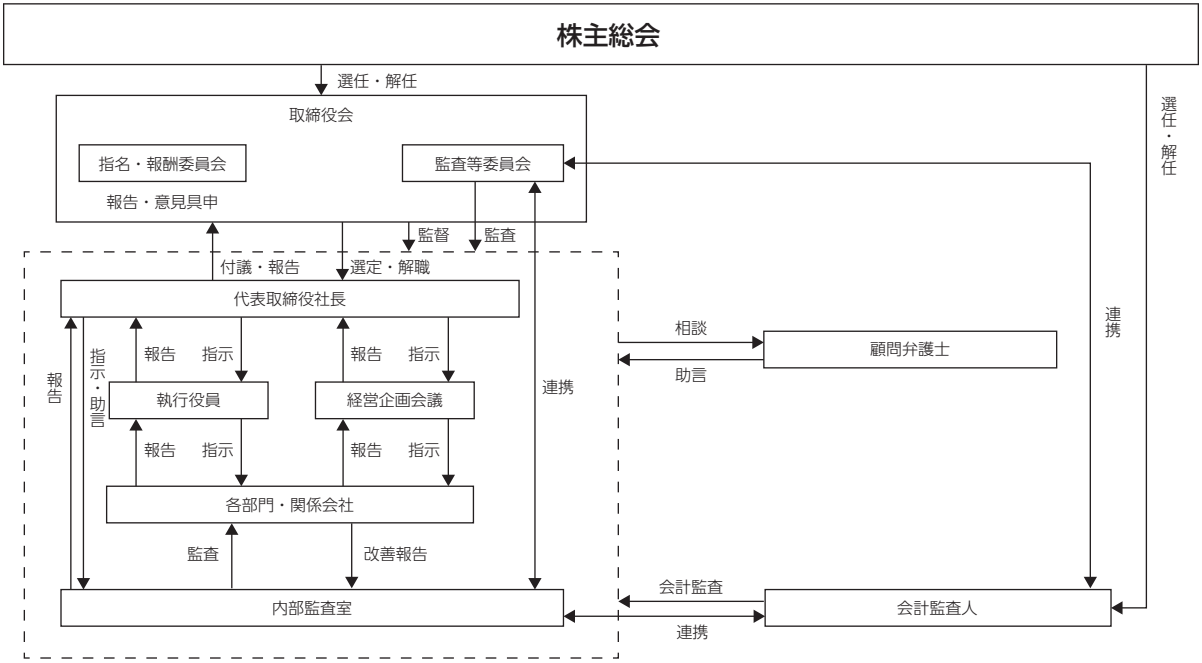

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」に関しては、以下のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、「シイエム・シイグループ企業行動憲章」、「取締役会規則」等の行動規範に基づき職務を執行し、取締役会を通じて代表取締役の業務執行の監視、監督を行う。また、法令遵守体制にかかる規程を整備し、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。

② 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① 代表取締役社長をリスクに関する統括責任者とする。
② 部門ごとに対応すべきリスクについては、各部門が予防・対策に努めることとするほか、情報セキュリティ及び個人情報保護に関しては、「ＩＳＰ関連規程」に基づいて対応する。
③ 内部監査部門である内部監査室は、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施するとともに、統括責任者に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
② 中期経営計画を策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
③ 取締役の職務の役割分担、責任権限を明確にするとともに、執行役員へ権限を委譲し、職務執行を効率的かつ迅速に行う。
④ 重要な経営課題について、取締役・執行役員他で構成される経営企画会議で十分な検討を行い、経営上の意思決定を迅速に行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 「シイエム・シイグループ企業行動憲章」、社内規程の周知徹底と職務に関連した法令の遵守を徹底するために、定期的に教育を行う。
② 「内部通報制度」を整備し、通報者保護の徹底、社外窓口の設置など、不正な行為を通報できる体制を整える。
③ 内部監査部門である内部監査室は、使用人の職務執行の状況について、定期的に内部監査を行う。

(6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要事項の決定には、子会社と十分に協議した上で当社取締役会の承認を行うことにより子会社の経営管理を行う。
② シイエム・シイグループにおける企業倫理の徹底、コンプライアンス経営を推進するため、「内部通報制度」を活用する。
③ 監査等委員会と内部監査部門である内部監査室が緊密に連携して、当社や子会社などの業務監査を実施する。
④ 毎月開催される経営企画会議に連結子会社代表取締役は出席し、業績報告他業務報告を行う。また、連結子会社以外の関係会社についても、経営企画会議の場において、業績報告他業務報告を行う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
必要に応じて監査等委員会の業務補助のために監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事と評価については監査等委員会の意見を尊重して決定する。

(8) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
① 取締役（監査等委員である取締役は除く）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令・定款に違反する重大な事実等が発生した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が整備する「内部通報制度」による通報状況について報告を受ける。
③ 監査等委員会に報告をした取締役（監査等委員である取締役を除く）や使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁じる。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

② 監査等委員会は、会計監査人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人・内部監査部門に報告を求める。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適切かつ有効に対応するため、基本計画を定めた上、管理本部長をプロジェクトリーダーとする内部統制報告制度対応プロジェクトにより全社的な体制で整備を行う。

② 内部統制事務局は、内部統制報告制度対応プロジェクトに基づき、子会社を含め、シイエム・シイグループの財務報告に係る内部統制の状況について統括・管理する。

③ 内部監査部門である内部監査室は、子会社を含め、シイエム・シイグループの財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、是正すべき事項があればこれを内部統制事務局に対し勧告する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助長しないこととしている。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

また、自治体（都道府県等）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(注) ＩＳＰとは、「Information Security Management System（情報セキュリティマネジメントシステム）」と「Personal Information Protection Management System（個人情報保護マネジメントシステム）」から派生した当社の造語です。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の方針に基づき、第65期事業年度において、以下の内容にて適切な運用を行っております。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会は18回開催され、社外取締役も含めて、取締役会決議付議基準に基づき、付議された議案について検討、意思決定を行っております。また、経営企画会議は毎月開催され、取締役に加えて、執行役員並びに連結子会社代表取締役も出席し、各部門及びグループ企業の業務や業績の進捗状況の確認、分析を行っているほか、重要事項について共有しております。

(2) 指名・報酬委員会について

取締役の指名・報酬などに係る取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、任意の委員会として、独立社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて助言・提言を行っております。

なお、同委員会の構成は独立社外役員５名と代表取締役の計６名としております。

(3) 監査等委員会の職務遂行について

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針や監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営企画会議等の主要な会議に出席し、業務執行が適切になされているかを確認しております。

(4) 内部監査の実施について

内部監査室は、期初に定めた内部監査計画に基づき、業務活動が法令・定款及び諸規程に準拠し、合理的に運営されているか否かについての業務監査を全部門に実施しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定的に継続的な増配を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、１株につき30円（記念配当２円を含む）とさせていただきます。すでに、３月31日に実施済みの中間配当金１株当たり27円とあわせまして、年間配当金は１株当たり57円となります。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	657,610	679,306	21,175,489	△1,779,637	20,732,768
当期変動額					
剰余金の配当			△711,300		△711,300
親会社株主に帰属する当期純利益			2,248,614		2,248,614
自己株式の取得				△59,208	△59,208
自己株式の処分		5,546		16,797	22,344
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	5,546	1,537,313	△42,410	1,500,448
当期末残高	657,610	684,852	22,712,802	△1,822,048	22,233,216

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	533,909	307,573	12,527	854,010	332,699	21,919,478
当期変動額						
剰余金の配当						△711,300
親会社株主に帰属する当期純利益						2,248,614
自己株式の取得						△59,208
自己株式の処分						22,344
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	199,725	112,426	38,932	351,084	74,562	425,647
当期変動額合計	199,725	112,426	38,932	351,084	74,562	1,926,096
当期末残高	733,635	420,000	51,459	1,205,095	407,262	23,845,575

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　9社

連結子会社の名称

株式会社CMC Solutions
株式会社ＣＭＣエクスマニコム
CMC Group Europe B.V.
広州国超森茂森信息科技有限公司
CMC GROUP ASIA CO., LTD.
Maruboshi (Thailand) Co., Ltd.
株式会社メイン
株式会社ＣＭＣエクスメディカ
府中自動車株式会社

Maruboshi(Thailand) Co., Ltd.は2023年６月30日開催の臨時株主総会において、解散及び清算を決議しており、現在清算手続き中であります。

(2) 非連結子会社の名称

CMC PRODUCTIONS USA, INC.
CMC Group Poland Sp.zo.o.
CMC Group Taiwan Co., Ltd,
北京国超森茂森網絡科技有限公司
株式会社R-Edge

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数：1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社フィット

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

CMC PRODUCTIONS USA, INC.

CMC Group Poland Sp.zo.o.

CMC Group Taiwan Co., Ltd,

北京国超森茂森網絡科技有限公司

株式会社R-Edge

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品・製品・原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

b 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械装置及び運搬具	２年～15年
工具、器具及び備品	２年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいており、無形資産については、効果の及ぶ期間(18年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準16号「リース」（以下「IFRS第16号」）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金・貸付金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① Manuals

マニュアル等制作では、顧客の製品・サービスに対する取扱説明書の企画・編集・制作・翻訳を行い、制作したデータを顧客に納品する取引を行っております。納品した製品に対し顧客による検収が完了した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② Knowledge

a サービスの提供

サービスの提供では、主に顧客の製品・サービスの検証・企画・調査（以下、「検証・企画・調査」という）、イベントの企画・運営・工程管理（以下、「イベント関連」という）、顧客業務の運営代行などの役務提供サービス等を行っております。検証・企画・調査においては、結果報告日、又は報告書の顧客受領日に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。イベント関連においては、企画・運営・工程管理がイベント開催を実現するための重要な結合サービスであることから単一の履行義務となり、イベント終了後に報告書を顧客に提出した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。また、一定の期間にわたり実施される研修会の運営及び顧客業務の運営代行などの役務提供サービス等においては、反復継続的なサービス提供であるため一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月又は四半期ごとに収益を認識しております。

b プリンティング

プリンティングでは、取扱説明書、修理書及びその他の印刷物の印刷・製本を行っております。納品した製品に対し顧客による検収が完了した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

c システム開発

システム開発では、顧客のシステム開発を支援するサービスを提供しており、具体的にはソフトウエア受託開発やソフトウエア開発要員の派遣などを行っております。ソフトウエア受託開発では、開発を終えたソフトウエアを納品し、顧客による検収が完了した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ソフトウエア開発要員の派遣などの役務提供サービスについては、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、発生した労働時間を基準に進捗度を見積もり、一定の期間で収益を認識しております。

d 車両修理及び検査

車両修理及び検査では、顧客が所有する車両の修理及び検査を行っております。修理及び検査の完了後に顧客へ車両を引き渡した時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

e　車両販売

車両販売では、顧客へ新車及び中古車の販売を行っております。顧客に車両を引き渡した時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③　その他

a　物販

物販では、ソフトウエアパッケージの販売やハードウェア及び周辺機器の販売などを行っております。納品した製品を顧客が検収した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に顧客から受領しており、重要な金融要素が含まれているものはありません。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、顧客に支払われる対価を控除した額で測定しております。

１つの契約に複数の財又はサービスを提供する履行義務が含まれる取引に係る収益については、契約に含まれる履行義務を識別し、契約の対価を配分する必要がある場合には、主に予想コストにマージンを加算するアプローチにより見積もった独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2026年３月31日をもって退職金制度を廃止しております。

②　のれんの償却方法及び償却期間

３年間で均等償却しております。

③　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「有価証券」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期借入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度以降に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

524,076千円

(2) 金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結計算書類に計上されている資産及び負債の金額と税務上の資産及び負債の金額に相違が発生する場合、税効果会計を適用して将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって使用する将来課税所得の見積りは事業計画に基づいて合理的に算定しております。事業計画の策定にあたっては、売上高成長率を主要な仮定に含めております。

課税所得は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．　有形固定資産の減価償却累計額　　2,867,687千円

2．　国庫補助金による圧縮記帳額

　　建物及び構築物　　13,057千円

（連結損益計算書に関する注記）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「（収益認識に関する注記）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．　当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

　　普通株式　　14,364,000株

2．　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	362,419千円	28円	2025年 9月30日	2025年 12月22日
2026年5月13日 取締役会	普通株式	348,881千円	27円	2026年 3月31日	2026年 6月9日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年11月11日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	387,646千円	利益剰余金	30円	2026年 9月30日	2026年 11月30日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金を安全性の高い金融資産で運用しております。なお、余剰資金の運用を目的とする投機的な有価証券投資、リスク性金融商品投資は行わないことを基本方針としております。また、資金調達については主に銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、その他有価証券として保有している外貨建MMFです。外貨建MMFは安全性の高い金融商品でありますが、為替変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に関係会社株式及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、財務状況により価値が下落するリスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期借入金は運転資金に充てることを目的とした資金調達です。借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の与信調査を定期的に行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 為替リスクの管理

為替相場については、定期的に市場変動状況を把握することでリスクを管理しております。

③ 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握しております。

④ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金管理を行い、手元流動性の維持に努めることで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、38.7％が大口顧客に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当連結会計年度（2026年９月30日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
有価証券			
その他有価証券	324,029	324,029	－
投資有価証券			
その他有価証券	1,083,513	1,083,513	－
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	205,795	197,648	△8,146

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「契約負債」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は190,609千円であります。

(*4) 市場価格のない株式等は、上表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
関係会社株式	265,659
非上場株式	159,579
合計	425,239

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
その他	－	324,029	－	324,029
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,083,513	－	－	1,083,513
資産計	1,083,513	324,029	－	1,407,543

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	197,648	－	197,648
負債計	－	197,648	－	197,648

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

外貨建MMFは取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、名古屋市において、居住用の賃貸マンション(土地を含む)を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,694,433	1,572,000

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2　不動産の期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく評価(時点修正を含む)であります。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、Manuals＆Knowledge事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自　2025年10月１日 至　2026年９月30日)
主な財又はサービス	
Manuals	7,609,551
Knowledge	10,973,725
その他	666,932
顧客との契約から生じる収益	19,250,209
その他の収益	82,883
外部顧客への売上高	19,333,092

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　3.　会計方針に関する事項　(4)　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,270,703
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,983,211
契約負債（期首残高）	132,538
契約負債（期末残高）	94,484

契約資産は当連結会計年度において発生しておりません。

契約負債は主に、製品やサービスに係る顧客からの前受金及び継続してサービスの提供を行う場合における未履行のサービスに対して支払いを受けた対価となります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、129,823千円であります。また、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　1,813円89銭

2.　１株当たり当期純利益　174円00銭

計算書類

貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**13,815,746**
現金及び預金	11,156,744
売掛金	1,683,104
電子記録債権	35,091
有価証券	324,029
製品	90,000
仕掛品	390,738
原材料及び貯蔵品	15,442
その他	120,595
固定資産	**11,131,322**
有形固定資産	**5,506,758**
建物	2,564,076
構築物	16,340
機械及び装置	29,982
車両運搬具	9,039
工具、器具及び備品	258,388
土地	2,621,652
建設仮勘定	7,278
無形固定資産	**301,360**
ソフトウエア	261,134
その他	40,225
投資その他の資産	**5,323,204**
投資有価証券	611,949
関係会社株式	3,482,715
関係会社出資金	52,359
長期貸付金	300,000
繰延税金資産	446,140
保険積立金	352,690
その他	77,349
資産合計	**24,947,069**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**1,873,464**
支払手形	29,184
買掛金	543,954
未払金	152,896
未払費用	100,481
未払法人税等	400,532
契約負債	23,738
賞与引当金	334,104
役員賞与引当金	65,000
その他	223,571
固定負債	**984,936**
退職給付引当金	828,893
その他	156,043
負債合計	**2,858,400**
純資産の部	
株主資本	**21,829,709**
資本金	**657,610**
資本剰余金	**699,261**
資本準備金	571,270
その他資本剰余金	127,991
利益剰余金	**22,294,886**
利益準備金	68,723
その他利益剰余金	22,226,162
別途積立金	9,440,000
繰越利益剰余金	12,786,162
自己株式	**△1,822,048**
評価・換算差額等	**258,959**
その他有価証券評価差額金	**258,959**
純資産合計	**22,088,668**
負債・純資産合計	**24,947,069**

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,808,687**
売上原価		**5,710,990**
売上総利益		**4,097,697**
販売費及び一般管理費		**2,446,193**
営業利益		**1,651,503**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,005,135	
為替差益	142,748	
保険解約返戻金	32,361	
その他	64,304	1,244,549
営業外費用		
固定資産除却損	30,624	
投資事業組合運用損	8,163	
その他	332	39,121
経常利益		**2,856,932**
税引前当期純利益		**2,856,932**
法人税、住民税及び事業税	656,474	
法人税等調整額	△18,881	637,592
当期純利益		**2,219,339**

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	657,610	571,270	122,444	693,715	68,723	9,440,000	11,278,123	20,786,847
当期変動額								
剰余金の配当							△711,300	△711,300
当期純利益							2,219,339	2,219,339
自己株式の取得								
自己株式の処分			5,546	5,546				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	5,546	5,546	―	―	1,508,038	1,508,038
当期末残高	657,610	571,270	127,991	699,261	68,723	9,440,000	12,786,162	22,294,886

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,779,637	20,358,534	152,992	152,992	20,511,527
当期変動額					
剰余金の配当		△711,300			△711,300
当期純利益		2,219,339			2,219,339
自己株式の取得	△59,208	△59,208			△59,208
自己株式の処分	16,797	22,344			22,344
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			105,966	105,966	105,966
当期変動額合計	△42,410	1,471,174	105,966	105,966	1,577,141
当期末残高	△1,822,048	21,829,709	258,959	258,959	22,088,668

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３年～50年
機械及び装置	４年～10年
工具、器具及び備品	２年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

4.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金・貸付金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付費用の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2026年３月31日をもって退職金制度を廃止しております。

5.　収益及び費用の計上基準

(1) Manuals

マニュアル等制作では、顧客の製品・サービスに対する取扱説明書の企画・編集・制作・翻訳を行い、制作したデータを顧客に納品する取引を行っております。納品した製品に対し顧客による検収が完了した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(2) Knowledge

① サービスの提供

サービスの提供では、主に顧客の製品・サービスの検証・企画・調査（以下、「検証・企画・調査」という）、イベントの企画・運営・工程管理（以下、「イベント関連」という）、顧客業務の運営代行などの役務提供サービス等を行っております。検証・企画・調査においては、結果報告日、又は報告書の顧客受領日に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。イベント関連においては、企画・運営・工程管理がイベント開催を実現するための重要な結合サービスであることから単一の履行義務となり、イベント終了後に報告書を顧客に提出した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。また、一定の期間にわたり実施される研修会の運営及び顧客

業務の運営代行などの役務提供サービス等においては、反復継続的なサービス提供であるため一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月又は四半期ごとに収益を認識しております。

② プリンティング

プリンティングでは、取扱説明書、修理書及びその他の印刷物の印刷・製本を行っております。納品した製品に対し顧客による検収が完了した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ システム開発

システム開発では、顧客のシステム開発を支援するサービスを提供しており、具体的にはソフトウエア受託開発やソフトウエア開発要員の派遣などを行っております。ソフトウエア受託開発では、開発を終えたソフトウエアを納品し、顧客による検収が完了した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ソフトウエア開発要員の派遣などの役務提供サービスについては、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、発生した労働時間を基準に進捗度を見積もり、一定の期間で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に顧客から受領しており、重要な金融要素が含まれているものはありません。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、顧客に支払われる対価を控除した額で測定しております。

１つの契約に複数の財又はサービスを提供する履行義務が含まれる取引に係る収益については、契約に含まれる履行義務を識別し、契約の対価を配分する必要がある場合には、主に予想コストにマージンを加算するアプローチにより見積もった独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

（表示方法の変更に関する注記）

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「有価証券」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「長期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度以降に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

（繰延税金資産）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

446,140千円

(2) 金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の計算書類に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、計算書類に計上されている資産及び負債の金額と税務上の資産及び負債の金額に相違が発生する場合、税効果会計を適用して将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって使用する将来課税所得の見積りは事業計画に基づいて合理的に算定しております。事業計画の策定にあたっては、売上高成長率を主要な仮定に含めております。

課税所得は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　2,720,653千円

2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	25,820千円
(2) 長期金銭債権	300,000千円
(3) 短期金銭債務	166,526千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引	
売上高	102,306千円
外注費	546,110千円
その他の営業費用	170,576千円
営業外取引	
資産の購入	49,191千円
営業外収益	924,806千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,442,462株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与引当金、退職給付引当金等であります。

繰延税金負債の主な発生原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	府中自動車株式会社	所有 直接70%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注)	100,000 2,753	長期貸付金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類　個別注記表　(重要な会計方針に係る事項に関する注記)　5.　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1.	1株当たり純資産額	1,709円45銭
2.	1株当たり当期純利益	171円73銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

株式会社シイエム・シイ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増見彰則

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧野秀俊

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シイエム・シイの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シイエム・シイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

株式会社シイエム・シイ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増見彰則

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧野秀俊

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シイエム・シイの2025年10月1日から2026年9月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年9月30日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月16日

株式会社シイエム・シイ　監査等委員会

監査等委員　佐　藤　正　慶㊞

監査等委員　児 堀 も ゆ る㊞

監査等委員　野　路　英　幸㊞

以　上